

第1章

「これからの選挙管理事務運営」
に寄せて

第1章 「これからの選挙管理事務運営」に寄せて

全国市区選挙管理委員会連合会

事務局長 秋野 諭

●プロローグ

選挙管理執行事務は、選挙管理委員会が経費削減や人員不足など、さまざまな課題・問題を抱えながらも、^{かし}瑕疵なく運営しなければならないものです。しかし、「選挙管理委員会が直面している課題・問題」は複合的であり、そうであるにも関わらず昨今、選管職員のプロが育つ環境、教育が不十分で、とくに実務経験の浅い方が問題点を把握するのは難しいでしょうし、独自の研修やマニュアル作成、新たな創意工夫を生み出すにも、広く情報が必要となるのが現状です。

今回、本書に私見を述べる機会を得たので、

- ・選挙管理委員会をとりまく現状について
- ・選挙管理委員会が抱えている問題について
- ・選挙管理委員会について今後の展望

と分けて見解をまとめますが、その前に一つ大前提の確認と、もう一つ、自分自身の経験からとくに若手選管職員の方にアドバイスをしたいと思います。

まず、大前提の確認とは、「選挙は、地方自治法（2条9項）に基づく、法定受託事務であることから当該自治体の職員の本来の職務である」ということです。

後にも詳しく述べますが、かつては自治体職員の応援体制を主に運営されてきた選挙に、さまざまな理由から外部スタッフを活用する例が増えてきています。しかし、これは言わば対処的措置で、あくまでも前提としては『自治体の職員の本来の職務』であることを、全自治体職員は念頭に置いておかなければなりません。

ここであえてこのことを述べるのは、外部スタッフを活用することの是非を議論するためではありません。むしろ外部スタッフを問題なく、有効活用するために、このことを前提に物事を考える必要があると述べたい。つまり法律上、選挙に関する事務は『自治体の職員の本来の職務』であるが故に、外部スタッフ活用は対処的措置を超えることはあってはならないということです。このことを踏まえて、では人件費削減はどうする？ 機械導入は？ ノウハウの伝達、マニュアル作成・改修は？と、他の課題・問題も含め、これからのことを考える必要があると思うわけです。

そして一方、若手選管職員へのアドバイスとは何かというと、職務で発生する数々の問題解決にあたる場合、まず最初に公職選挙法などの問題に関係する条文を繰り返し読むことをおすすめします。ややもすれば、逐条解説や実例判例集などを頼りがちになることも多いと思いますが、問題解決の原点が条文にあるということです。まずは条文の趣旨を理解し、その後で逐条なり実例を確認することを習慣づけたらよいと考えます。とくにいきなり実例判例集であてはまる実例等を探し、それで判断することはぜひ

第2章 選管が抱える問題点と対応策

第1節 外部スタッフ活用ガイド

はじめに

国から委託される選挙の執行経費が削減されていく一方で、自治体職員の高齢化による人件費増、設備投資の高額化など相反する問題を抱えているのが現在の選挙管理委員会です。

経費削減への取り組みは今に始まったことではないからこそ、これ以上、如何にするか、深刻度は増しているという声を聞き、本書編集部では全国429の選挙管理委員会へのアンケート調査を実施し、経費削減についての考え、並びに、工夫・取り組みをお答えいただきました。

第1回目のアンケートを実施したのは、夏の参議院選挙が執行されたあとの平成25年10月で、国政選挙の執行経費の逼迫を感じさせる結果となりました。第2回目のアンケートを実施したのは、平成26年2月でしたが、やはり「平成25年7月の第23回参議院議員通常選挙において、執行経費は十分だと感じましたか？」の問いに対して「不十分だった」という回答が「十分」とする回答を大幅に上回りました。

2度のアンケートの回答で現状、取り組んでいる経費削減策と

して最も多かったのは「人件費の削減」です。

府中市の試算で、選挙の執行経費に占める人件費の割合は、国政外選挙の場合は35%、国政選挙の場合は47%になるということです。つまり、いずれの選挙にせよ人件費のボリュームが大きく、これを削ることが、実効ありと判断されているのだと思われました。

人件費削減の方法としては、自治体職員動員の見直し（数を減らす、なるべく単価の安い若手職員を活用、日当・代休に切り換え、など）と、外部スタッフを活用する、に大別され、既に何らかの雇用形態で、選挙期間に外部からスタッフを起用している自治体は63%、起用していない自治体で今後、起用を計画している自治体は53%でした。

「外部スタッフ活用」の現状

人件費を削減する上で、実効があると考えられている方法の一つに、外部スタッフの活用があります。現状では、時給で比べると、自治体職員の場合の半分から半分以下に抑えられるのが大きいとする自治体が大勢です。

雇用している（または今後、雇用する予定の）外部スタッフの形態は学生アルバイトや、ハローワーク・人材派遣会社、自治会員、明るい選挙推進協議会の推進員などがあり、最も多かった回答は選挙管理委員会に登録されたパート臨時職員及び自治体の非常勤職員でした。

国勢調査など他の業務も含めて定期的に雇用している登録者を

雇用し、その人が辞める場合には、信頼できる知人に引き継いでもらう、服務規程や業務の流れを理解している人にはなるべく仕事を続けてもらえるよう対応しているケースなどが多く、働き方が多様化した現代では、自治体の臨時職を比較的労働環境のよい仕事と考える近隣主婦層などから支持があり、登録者の固定化は難しくないと考えられます。

定期的に、特化した業務で雇用している主婦層の中に自然にチーム意識が芽生え、作業環境が向上することや、臨時職員の間地域活動やPTAなど別のつながりがあることから、必要に応じてフレキシブルな人員確保をする際に役立つといったメリットもあります。

実際の雇用の長所・短所

雇用形態別にメリット・デメリットを検証した結果です。それぞれのメリット・デメリットはありますが、自治体の立地環境・地域性から「選択肢は限られている」というのが現状でしょう。

	コスト	手配しやすさ	起用しやすさ	メリット	デメリット
学生アルバイト	★★★★★	★	★	仕事が速い、フットワークが軽い。学生への啓発にもつながる。	学生間で引き継がれていくようでない。次にはつながらない。服務態度や時間にルーズな人もいる。
自治会	★★★★★	★★★★★	★★★★	選挙事務の流れを理解している、人材確保がラク。	年配者に偏ると仕事のスピードが遅い。普段の生活も関係してくるので人間関係が大切になってくる。
臨時職員	★★★★	★★★★★	★★★★★ ★	自治体の業務遂行に馴染んでいる。引き継ぎ人材確保がラク。多様な業務を依頼しやすい。	他の業務でもさまざまな情報に触れる機会が多いため、個人情報取り扱いや守秘義務の履行を徹底しなければならない。慣れ過ぎて基本がおろそかになる事もある。
シルバー人材センター	★★	★★	★★	まじめ・慎重。豊富な経験による柔軟性がある。	仕事のスピードが遅い。自己判断で動いてしまう方が多い。
派遣会社	★	★★	★★★★★	契約全般がビジネスライクにできる。問題が起きれば派遣会社が対応するので、職員の負担が少ない。	仕事ができる人がみつかったも同じ人に来てもらえない場合が多々ある。

※ コスト：低いほど★多い

手配しやすさ：手配しやすいほど★多い

起用しやすさ：起用しやすいほど★多い

第3章 自治体の取り組みレポート

第1節 ～神奈川県横浜市編～

先進的な取り組みを支える昔ながらの地域のつながり

神奈川県 of 県庁所在地で、政令指定都市である横浜市は、全国の市町村の中で最も多い約370万人という人口を抱える自治体です。選挙時には、18の行政区にある選挙管理委員会がそれぞれ選挙管理事務を先導しますが、その運営を根底より支えているのは、昔から各地域にある自治会町内会による地縁の結びつきにあります。

また、大きな人口を抱えるということは、さまざまな背景をもつ市民を擁することでもあります。そこで横浜市では、投票所において、お年寄りや体の不自由な方も投票しやすくなるよう工夫や配慮をほどこす取り組みを積極的に行っています。

選挙管理事務運営においてこれまでも先駆的な事例を示してきた横浜市の、以前からの取り組み、そして新たに取り組んでいる事柄を紹介し、さらに区選管の例として青葉区の取り組みを取り上げることで、選挙管理事務運営が対する現在の課題について、さらに理解を深めていきます。

取り組みの特徴・ポイント

- ◎選挙事務運営における自治会町内会との連携
- ◎投票環境向上の取り組み（投票所のバリアフリー化など）
- ◎職員間の選管事務の継承に関する危機感

① 横浜市の概要

神奈川県東部に位置する横浜市は、県庁所在地であり、県内で最も大きい面積と多い人口を有する自治体です。市内は18の行政区に分かれており、市政および経済活動の中心は中区と西区に集中。そこを起点にして都心部が広がっています。主要な生活拠点は、鶴見区、港北区、旭区、戸塚区、港南区など、市営地下鉄線やJR線、私鉄の沿線に点在しています。

東京都との距離は、川崎市を挟み約30～40km圏内と近いこと、首都圏のベッドタウンとして、近年、さらに発展しています。とりわけ昭和40年代以降、大規模な宅地開発がなされた北西部は人口増加が進み、それに伴い平成6年には新たに青葉区と都筑区が誕生しました。現在でもその地域には子育て世帯の転入が多く、港周辺を始まりとした明治以降の歴史や観光地としての顔をもつ“ヨコハマ”とは異なる地域コミュニティが形成されています。

横浜市の有権者数は、人口370万人のうちおよそ290万人です（平成25年8月25日執行、横浜市長選挙時点）。選挙が告示されると、市内18区の選挙管理委員会の運営の下、市内36カ所に期日前投票所が設けられ、選挙期日には635の投票区に投票所が置かれます。

第4章 全国429選挙管理委員会アンケート結果

第1節 アンケート集計結果

本章は、全国の選挙管理委員会にご協力いただき、経費削減、外部スタッフの活用、その他運営に関して、現状の取り組みをアンケート調査した結果をまとめたものです。アンケートは平成25年12月（218件）並びに平成26年1月（211件）の2度に亘り実施し、ご回答いただいた選挙管理委員会は193件でした。

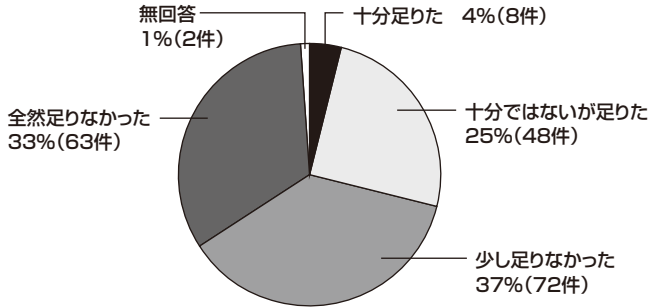
●経費削減に関する質問

アンケートではまず経費削減の必要性と、現在実施している取り組みについてうかがいました。

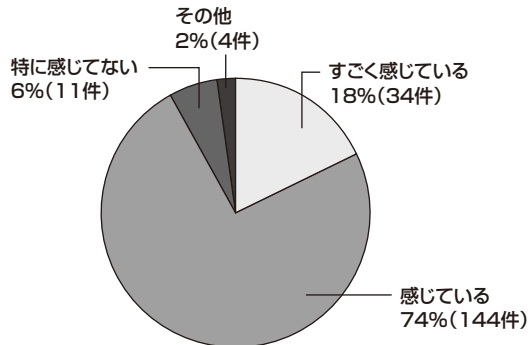
平成25年の夏に実施された参議院通常選挙の執行経費については、十分だったとの回答は少数に留まり、約7割が不足したと答え、ほとんどの選管が経費削減について今後より一層の取り組みを実施する必要性を感じています。

また現在行っている経費削減策としては、人件費の削減並びに人件費削減を目的とした機械化、効率化に類する回答が多くを占めていました。

Q1. 前回の参議院選挙の執行経費は十分だと感じたか。



Q2. 経費削減に関する独自方策をする必要性は感じているか。



その他

- やらざるを得ない。
- 削減はほぼ限界で、このままの経費では必要な機材も購入できない。
- 現在でもすでに取り組みを行っているが限度があるので、非常に厳しい状況であると認識している。
- まずは正確性を重視、その後経費削減。

平成25年6月23日執行

東京都議会議員選挙

平成25年7月21日執行(予定)

参議院議員選挙

臨時職員(学生アルバイト)投票事務マニュアル

第1回説明会：平成25年5月25日(土)午前10時30分～

第2回説明会：平成25年5月27日(月)午後6時～

府中市選挙管理委員会

I 選挙の日程等

1 選挙期日

場 所	東京都議会議員選挙	参議院議員選挙(予定)
告(公)示日	6月14日(金)	7月4日(木)
投票日	6月23日(日)午前7時 ～午後8時 投票所数50か所	7月21日(日)午前7時 ～午後8時 投票所数50か所
開票所	市立総合体育館 (府中市矢崎町5-5) 6月23日(日)午後9 時開始	市立総合体育館 (府中市矢崎町5-5) 7月21日(日)午後9 時開始

2 期日前投票・不在者投票

(1) 都議会議員選挙

場 所	開 設 期 間	開 設 時 間
市役所1階 市民談話室	6月15日(土)～ 6月22日(土)	午前8時30分～ 午後8時
市政情報センター (京王線府中駅構内)	6月17日(月)～ 6月21日(金)	午前10時～ 午後7時30分
	6月22日(土)	午前10時～午後5時
東部出張所 (白糸台文化センター) 西部出張所 (西府文化センター)	6月19日(水)～ 6月21日(金)	午前8時30分から 午後5時まで

(2) 参議院議員選挙(予定)

場 所	開 設 期 間	開 設 時 間
市役所1階 市民談話室	7月5日(金)～ 7月20日(土)	午前8時30分～ 午後8時
市政情報センター (京王線府中駅構内)	7月15日(祝)～ 7月19日(金)	午前10時～ 午後7時30分
	7月20日(土)	午前10時～午後5時
東部出張所 (白糸台文化センター) 西部出張所 (西府文化センター)	7月17日(水)～ 7月19日(金)	午前8時30分から 午後5時まで

II 留意事項

1 心構え

投票事務は、選挙全体の手続の内でも中心をなすものです。そのことを念頭に置き、自分は今日一日、府中市の職員として仕事をしているという考えに立って事務処理にあたってください。

2 投票の秘密

事務にあたっては、もちろん後においても職務で知り得たことは他に漏らさないこと。職員は守秘義務を負っており、これに違反した場合、地方公務員法上の罰則として、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処するとなっています。

3 投票日当日の服装

服装は特に限定しませんが、選挙人に不快感を与えないような、清潔感のある服装にしてください（リクルートスーツ、襟のあるシャツ等は可。Gパン、Tシャツは不可。）。

4 投票所における事務分担等

投票所の事務分担には、受付・名簿対照係、投票用紙交付係、庶務係等がありますが、皆さんには主として受付・名簿対照係を受け持つてもらうこととなります。各自の事務分担を十分熟知しておいてください。

事務従事中は、所定の腕章（白色）を必ず着用してください。

5 あいさつ・応対

投票所に来られる選挙人が、受付で初めて会うのが皆さんです。皆さんの応対ひとつでその投票所の印象が違ってきます。わざわざ投票に足を運んでくれたという意識を持ち、明るく、さわやかなあいさつを励行してください。

○午前11時頃までは、『おはようございます。』

○午前11時以降は、『こんにちは。』『お疲れさまです。』

6 選挙人との質疑・応答

選挙人から質問を受けたときは、明確な口調で答えてください。この場合、不明な点や疑問な点は、自分の考えだけで処理することなく、職務代理者や庶務係の職員に必ず問い合わせてから対応してください。

7 投票時間中の静粛

事務に従事している間は静粛を保ち、みだりに席を離れないようにし、用事で席を離れる際は、投票管理者、または職務代理者の指示を受けてください。

投票所内での携帯電話の使用は禁止です。電源を切るか、マナーモードにしてください。緊急時など、やむを得ない場合は、同様に投票管理者等の指示を受けてください。

8 集合時間の厳守

集合時間を守ることは、仕事の基本です。必ず厳守してください。

(1) 都議会議員選挙

- ・設営準備 6月21日（金）または22日（土）後日指定する時間
- ・投票日当日 6月23日（日）午前6時30分 各投票所に集合

(2) 参議院議員選挙

- ・設営準備 7月19日（金）または20日（土）後日指定する時間
- ・投票日当日 7月21日（日）午前6時30分 各投票所に集合

9 投票管理者又は職務代理人への連絡

自分の投票所の投票管理者と職務代理人の連絡先を別紙一覧表で確認し、設営準備の日時の確認や連絡等を受けるため、次の期間に必ず電話で投票管理者（不在のときは職務代理人）に連絡してください。

※ 都議選…6月11日（火）から6月14日（金）の午前9時～午後5時

※ 参院選…7月2日（火）から7月5日（金）の午前9時～午後5時

III 留意事項

1 選挙人名簿

	都議選	参院選
出生基準日	平成5年6月24日以前の出生者	平成5年7月22日以前の出生者
転入基準日	平成25年3月13日以前の転入は名簿掲載	平成25年4月3日以前の転入は名簿掲載
転出基準日	平成25年2月22日以前の転出は名簿削除 ※2月23日以降の都内転出者は名簿掲載。（新住所地で名簿登録された方は、新住所地で投票）	平成25年3月20日以前の転出は名簿削除 ※2月21日以降の転出者は名簿掲載。（新住所地で登録された方は、新住所地で投票）
市内転居	平成25年5月31日までの市内転居者は新住所地で投票	平成25年6月24日までの市内転居者は新住所地で投票